



# すみりんニュース

## No.53

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15  
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

### この号の内容

#### ■「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2月例会のご報告

奈良県連がめざす「両側から超える」部落解放運動とは何か … 1-7

#### ■住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・臨時評議員会を開催しました! … 7

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続2017年度講座記念講演のご案内 … 8

賛助会員を募集しています! … 8

ご寄付のお願い … 8

#### ■「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2月例会のご報告

去る2月5日(日)午前10時~正午まで、すみよし隣保館 寿3階小会議室において「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2016年度2月例会が開催されました。テーマは「両側から超える部落解放運動について」で、講師は部落解放同盟奈良県連合会書記長の伊藤満さんでした。司会開会、公益財団法人住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長のあいさつの後、講師の伊藤さんから90分程度レジュメに沿った報告があり、30分程度活発な質疑応答が行われました。

伊藤さんの報告は、今後、住吉の地で部落解放運動を進めていくうえで、大いに示唆に富んだものでした。

以下、開会にあたっての理事長あいさつと当日の報告をもとに伊藤書記長から送られてきた原稿を掲載します。各方面での積極的な活用をお願いします。なお、当日の参加者は18名でした。(事務局)

#### 2月例会開会あいさつ

友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)

日曜日の午前中にも関わりませず、本日の講座にご参加いただきました皆さん、ご苦勞様です。

また、ご多忙な中、奈良の地から住吉までお越しいただきました講師の伊藤 満様にも感謝申し上げます。

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座は、2013年4月以降、ほぼ2か月に1回程度、その時々テーマを取り上げて開催してきています。

しかしながら、本日のテーマであります、部落解放運動の進め方そのものを正面から取り上げたことはなかったと思います。

2002年3月で、33年間続いた「特別措置法」が終了しました。2005年5月連休明けに飛鳥会問題が発覚し、その後、京都市や奈良市においても、部落解放運動の関係者による「不祥事」が次々と発覚し、部落解放運動に対する批判がかつてなく高まりました。

大阪市においては、橋下市長が登場し、市民交流センターの閉鎖に代表されるように長年に及ぶ

部落解放運動や同和行政の成果を水泡に帰すような攻撃がかけられてきています。

このような中で、部落の生活実態は後退してきている面がありますし、土地差別調査事件や、大量差別ピラ配布事件、「全国部落調査」販売予告事件など悪質な差別事件が相次いでいる現状があります。

一方、様々な努力の結果、昨年12月には、「部落差別解消推進法」が制定しました。

部落を取り巻く、以上に列挙しましたような状況を踏まえたとき、今日の部落差別をどうとらえ、これからの部落解放運動はどうあるべきかが、今日ほど問われている時はないと思います。

この点に関して、部落解放同盟奈良県連合会は、20年前から議論をはじめられ、昨年（2016年）3月には、「テキスト『両側から超える』部落解放運動を進めるために」を発行され、組織の内外で議論を展開しておられます。

このテキストの中では、①差別とは何か、②部落差別とは何か、③今後どのような運動が必要なのかなどを簡潔にまとめておられます。

地元住吉地区におきましても、昨年4月に様々な取り組みの拠点として住吉隣保事業推進セン

ター（すみよし隣保館 寿）を民設置民営で開設するとともに、12月には、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部創立60周年記念集会を開催、記念誌として『住吉部落の歴史と解放運動の歩み』を編集・発刊しました。また、11月～12月にかけては、住吉地区「暮らしのアンケート調査」に取り組み、これらを踏まえて新たな運動の構築にとりかかろうとしています。

その点では、本日の連続講座は、極めて重要な意義があると思います。

講師の伊藤満さんは、奈良県桜井市にある大福部落の出身で、地元で活動しながら、現在、部落解放同盟奈良県連合会書記長、部落解放同盟中央本部中央執行委員の重責を担っておられます。その意味では、理論的な面だけでなく、支部活動の在り方なども含めてお話をお聞きさせ頂けるのではないかと期待をしているところです。

限られた時間ではありますが、本日の講座が実り多いものとなりますことを願って、開会にあたってのごあいさつと致します。

## 奈良県連がめざす「両側から超える」部落解放運動とは何か

伊藤 満さん（部落解放同盟奈良県連合会書記長）

### はじめに

奈良県連では約20年前から運動の転換の方向を、「両側から超える」部落解放運動ということで議論してきました。何回か議論の節目に文書をまとめてきましたが、1回目の文書は1997年でB5版8ページもの、2回目は1999年にA4版25ページのものを出しました。これについては単なる学習資料ではなく、部落解放同盟奈良県連合会（以下、奈良県連）の機関会議でも提起をして、それほど議論にはならなかったのですが、一応合意を取りました。ただ、奈良県連としてこれを承認したからといって、現実の運動がそう変わったわけではなかったのです。そこで同盟員にもっと理解をしてもらおうと、今回2015年3月に、数人の方に執筆をしてもらい、議論修正をして出したのが、この3回目の「両側から超える」です。

この文書は2015年に奈良県の組織内でかなり議論と学習をしました。たとえば奈良県連内の幹部研修会や、市町村単位の協議会で学習したり、各支部にはこちらから行かせてもらって議論してきました。

今回、今年の全研で地元報告として、1時間の報告のうち30分くらいを使って「両側から超え

る」の話を見せてもらいました。この報告では、奈良県連がどんな運動をめざすのかという内容で書いていますが、同時に部落解放同盟全体への問題提起とお考えください。

### 「両側から超える」部落解放運動議論の背景

まず、この議論が出てきた背景を説明します。ひとつは、県内においては先行して部落史の見直しが行われたということがあります。早くから上野茂さん（元全隣協会長）が異能者論を展開したり、前書記長の辻本正教さんが「ケガレ」論に関する研究をされ、そういう先行研究をふまえて奈良県同和問題関係史料センターが奈良の部落史を研究し、従来の見方を変えるべき点が明らかになってきたというのが、「両側から超える」の背景のひとつになっています。

ふたつめに、2002年に特権法の期限が切れ、第3期の部落解放運動といったような新しい方向性を明らかにする必要があったということです。実はもっと以前から糾弾闘争、行政闘争に続く第3期の部落解放運動を明らかにする必要が意識され、たとえば共闘の時代という提案や、支部自慢・ムラ自慢の運動を展開しようということが提起をされてきましたが、なかなか全体の方針とはなり

ませんでした。結論からいうと、「両側から超える」でも、今後の運動の柱を共同闘争とまちづくり運動であると考えており、基本的な方向は同じだと思っていますが、なぜそうなるのかについて十分な議論ができていなかったと思います。

私は今61歳ですが、40歳まで桜井の隣保館にいました。「両側から超える」の最初のほうの議論は参加していないのですが、県連に入る前から部落解放運動の問題点は自分のなかではっきりしていました。たとえば、隣保館が地域のなかで重要といわれていましたが、「隣がゴミ出しの日を守らないから隣保館が何とかしてくれ」とか、「放し飼いの犬をつかまえてくれ」など、本来自治で解決すべき問題を、行政責任のように捉えて対応を求められることも多かったのです。

地区改良事業で公園ができて、行政責任として、公園の草刈りや掃除を行政の職員がしていて、自分たちが使う地域の公園を自分で管理するというにはならなかった、そういった問題点も浮き彫りになってきたと思います。加えて、行政に要求してもモノが取れる時代ではなくなり、部落解放同盟から離れていく人が増えてきました。最近では高齢化の問題が指摘されていますし、若い層が部落解放運動にかかわってこなくなりました。すべてではありませんが、運動に責任があることもあったのではないかと思います。

ところがそういう状況を前にしても、運動方針の根本的な議論が起こってこなかった。「両側から超える」をまとめるときに感じたのは、部落解放同盟の多くの人がどう考えていて、どう変革していきたいのか、議論がないのでわからないのです。個々の取り組みを進めるのはわかりますが、方向性としてどこをめざしているのかがよくわからず、推測しながら書いている部分が多くあります。

三つめに、2006年に京都・大阪・奈良で部落解放同盟の不祥事が起こります。奈良での不祥事は、部落解放同盟奈良市協の役員で古市支部の支部長が病欠で8年間働かずに給料をもらい、スポーツカーで市役所に行き、行政職員に圧力を加えるという事件でした。本人は診察を受け、薬も飲み、診断書を出して病欠していて、合法的に職員としての権利を行使したという側面もあるわけですが、問題になったのは、働かずに給料をもらいつつ解放同盟として動くというような個人の倫理観の背景に、部落解放同盟の体質があるのではないか、ということでした。こうした総括はかなり真摯に行ったと思います。外部識者による「提言委員会」を組織し、解放同盟から現状を示しながら十数回の会議を重ね、この問題に対する考えだけでなく、部落解放運動のあり方や、部落解放

運動と行政の関係のあり方などについて議論をしていただきました。部落解放同盟の「告発主義」的な傾向、部落差別を絶対化する傾向がこういう事件に象徴的に表れていたと思っています。

これらの背景を受けて「両側から超える」は議論されてきました。

## 「両側から超える」部落解放運動のポイント

### 政治起源説から社会起源説へ

まず「政治起源説から社会起源説」へ、という点です。歴史観の見直しの1つは、近世政治権力創出論の見直しで、被差別部落は徳川幕府が作りだしたものではなく、中世には既に被差別部落として集落を形成していたことが確認できるということです。つまり、被差別部落は政治権力によって突如作られたものではなく、社会のなかで生まれ、民衆のなかで異なる存在と捉えられ、畏怖され、忌避、排除されてきた、そしてそのような状況を政治権力が制度的に追認し、利用したと考えるべきだということです。こうした考え方を、政治起源説に対して社会起源説と呼んでいます。

このことは、被差別部落に対する差別は、政治権力の問題であると同時に、民衆のなかにある差別意識の問題であり、これに対する研究や取り組みが必要だということを意味します。

社会起源説というと、行政責任を曖昧にすると考えられがちですが、1つには、憲法に保障されている法の下での平等や、最低限度の文化的生活が行政的に保障されなければならないということ、2つ目には、「解放令」によっていきなり職業的特権を剥奪し、税を課すことによって過酷な生活を強いてきたという経過があります。とりわけ根方デフレ以降、被差別部落の生活はいっそう深刻になったのですが、このことについて、行政責任があったのだと思います。

### 「悲惨史観」の克服

部落の歴史にかかわる2つ目の点は、いわゆる「悲惨史観」「貧困史観」の見直しです。奈良県内では、同和教育の授業を受けるたびに部落が貧困だということが繰り返し強調され、部落の子どもたちにとっては非常に憂鬱で嫌だったという話をよく聞きます。差別と貧困を結びつけるイメージは同和教育に根強くありますが、実際には被差別部落が形成されてから現在まで、ずっと貧困であったわけではないということが史料の中で確認されています。このことは、貧困と差別を分けて考える必要があるということを示唆しています。

### 「格差是正論」の誤り

これに関連するのが同和对策事業33年間の総括ですが、同和对策審議会答申は、実態的差別が心

理的差別をうむ、従って実態的差別がなくなれば心理的差別はなくなると述べています。私たちはこれを「格差是正論」（格差是正による差別解消論）と呼んでいますが、現実はそのような結果にはなっていません。環境が大幅に改善されたにもかかわらず、差別は相変わらず根強く存在しています。本来、差別は「する側」の問題であって、「される側」の状況がどうであるかに関係なく行われるものです。33年間にわたって行われた同和対策事業は、差別的な政策によって劣悪な状況に置かれた被差別部落の生活を改善するためには大きな意義がありましたが、差別意識の解消をもたらすものではなかった、ということになると思います。

### 差別とは何か……差別論

ここで、「差別とはどのようなものか」ということになるのですが、これについて部落解放運動内での理論的な蓄積はさほど行われていません。社会学の差別論を参照しようとして調べてみると、多くの研究者は大体同じようなことを言っているのですが、部落解放同盟内で議論できるほど簡単にまとめている人はいないのです。そこで乱暴なのを承知のうえで、非常に単純化してまとめると次のようになります。

自尊心という言葉を使いますが、自己肯定感とか尊厳値という言葉とほぼ同じ意味で使います。人は自尊心なしで生きることはできません。人が何らかの理由で劣等感を抱いた時に、自分より劣ると思われる他者を見下して劣等感から回復する必要があります。こうした行為が差別であるというように考えることができます。バリエーションはいろいろあるけれども非常に単純化して、こうした行為を「差別の基本形」と考えて下さい。

生きるためには自尊心が必要で、それを維持するために差別が必要だとすると、差別は「必要悪」という話になりますが、実際、差別はそれほど人間の生活から切り難しにくく、なくすために日常不断の努力が必要であるということになると思います。

また、これには背景があって、序列的な価値観のなかでは、劣等感が生じやすく、従って差別が生じやすくなるということになります。今日の新自由主義の状況のもとでは特にそうです。序列的な価値観が支配的な社会よりも、多様な価値観が認められる社会であるほど、劣等感を感じる事が少なく、差別に頼る必要が少なくなると考えることができます。また、自尊心がしっかりとっていて、容易に劣等感に陥ることが少ない人ほど、差別を必要とすることが少なくなります。こ



れが私たちが、自尊感情を大切にする社会、多様性を承認する社会をめざさねばならない理由です。人権教育のなかでは、既にこうした視点から、自尊感情の大切さや「多様性の承認」が重要視されています。

### 差別の連鎖

さらに、ここから次のような疑問が生じます。自尊感情が傷つけられるほど差別に頼らざるを得なくなるのであれば、差別され、傷つけられている被差別部落の人びとはより強く差別を必要とするのではないかと、ということになりますが、残念ながらそういう現実が一方であると思います。被差別者同士が蔑み合う現実、差別の連鎖という状況があり、「複合差別論」として、反差別運動が他の反差別の課題を軽視し、抑圧してしまう危険性も既に指摘されているところです。

### 部落差別の特徴……部落差別論

部落差別を考える際に、差別がどうであり、そのなかで部落差別はどのような特徴を持つのか、あるいは部落差別を考えるなかで、差別一般に普遍化できる内容は何なのかというように考える必要があると思いますが、私たちの議論はなかなかそういうようには進んできませんでした。

今述べた差別論のうえに立って、部落差別とはどのようなものか、ということを考える時、部落差別は村落共同体の成立のなかで生じてきたという、いわゆる「共同体論」、「ケガレ意識」、「境界論」といったアプローチで部落差別を解明する必要があるのではないかと考えます。こうした問題について私たちは、差別をする人たちが、このような難解な問題を理解して差別していると考えているわけではありません。部落に対する差別意識がどのようなものであるかということ把握するために、この点を解明しなければならないと考えているのです。

## 「両側から超える」とは

ここで、「両側から超える」という言葉について少し考えてみます。

部落解放運動は、部落の側から部落外に対して差別を指摘し、糺していくことが運動の基本です。その過程で糾弾も行われます。部落解放同盟は部落差別の被差別当事者であって、部落外の人が無気なく発する言葉が部落民を傷つけるというようなことを告発をしていく必要があります。そうでないと、いまの社会で私たちは生き難い訳ですから、こういう行為は当然です。

この告発を受けて、部落問題を考えようとする部落外の人たちには、差別されている人たちの気持ちを大切にしようという心理が働きます。ここで気をつけなければならないのは、被差別者の気持ちを大切にしなければならないからということで、被差別者の少くらい悪いところは、「これは差別の結果だから」と見過ごしてしまい、被差別者への拝跪という問題が生じてくることです。被差別者の気持ちを大切にするとするのは、ある意味当然のことですが、それが常態化して、運動にかかわる部落外の人たちが部落の人たちに意見ができないという状態になると、運動にとっては非常によくありません。解放同盟の運動が、だれにも検証・点検されずに進んでいけば、致命的な欠陥をかかえこむことにもなりかねません。こういう状況は改める必要があると思います。

部落側の主張は絶対に正しく、それに反感をもつのは差別だというようなとらえ方が慢性化することを防ぐ、まず部落の側自身がそう思い込むことをやめることが、運動にとって非常に大切だと思います。

差別というのは、差別する側の問題です。「部落にはこんな問題があるから差別する」というのは差別する側の勝手な思い込みで、差別は、差別される側に問題があるから起こるのではなく、差別する側の動機によって生じています。しかし、差別を解消するためには、差別・被差別という関係性の再構築が必要ですから、差別する側が差別をやめればすむということにはならず、差別される側も動かなければなりません。被差別を絶対化して、「私の人生をどうしてくれる」と、すべてを差別する側に帰するようなスタンスでは、差別される側が働きかけるという「能動性」は生まれません。

## 運動の方向について

次に運動の方向についてです。部落差別は、もともと地域共同体を単位とした差別であるということは承認をいただけると思います。部落解放運

動も被差別部落の支部を基本として運動を展開しているわけです。先の差別についての検討のなかで行った「個人」を、地域共同体に置き換えて考えていただきたいと思います。また日本の社会における個人は、共同体への帰属意識によって支えられる部分が大きいと言われます。

こうしたことを考えると、個人の自尊感情を保持するには、地域共同体の自尊感情、つまり地域アイデンティティの確立が必要だと言えるのではないかと思います。

## 部落解放のイメージ

次に「部落解放のイメージ」についてですが、部落解放同盟は2011年の綱領改正で明確に、従来の体制転換による部落解放から現体制での部落解放という考え方に転換しています。私もこれに賛成で、人びとは独裁体制を含むような社会変革を望まないし、社会は議会制民主主義を通じた漸進的な改革によって変化していくと考えます。それを社会民主主義と呼ぼうが、組織された資本主義と呼ぼうが、あまり関心はありません。そういう社会のなかで、不断の努力によって少しずつ差別が小さくなっていくような、差別解消のイメージを持つべきではないかと思います。

そうすると、差別がなくなっていく長い期間に、被差別部落の人びとは差別に抗いながらどう生きるのか、ということになりますが、そこで「地域アイデンティティ」が重要になるのです。自分の住む地域に誇りと愛着を待ち、それを心の拠り所として、差別に対峙する、あるいは部落外の人たちと共同の取り組みを展開することができるのではないかと思います。奈良県連では、その「地域アイデンティティ」を「差別の痛みを知る、人に優しいまち」という言葉で表し、相互扶助、社会的包摂、自治と自己決定の共同体をめざすまちづくりに取り組みたいと考えています。

ここで、自治の問題に少しふれておきたいと思いますが、県内のいくつかの被差別部落では、明治以前から草場権に関連した産業が起こっています。産業の発達とともに、人口が増え階層分化が起こりますが、このことが被差別部落においてボス支配が強くなり、自治が育たなかったことと関連しています。

自治の問題は、ポピュリズム克服という社会変革の側が避けて通れない課題とつながっています。課題達成のために責任を持つという地域の作風がめざされねばなりません。

少し横道に逸れますが、奈良県で部落産業が盛んであった被差別部落は、階層分化の結果貧しい民間借家がが多く、周辺全体が農対集落という中で、非常に奇異な風景に映ります。どのような経

過で被差別部落の現在の姿になっていったのかを明らかにすることも偏見の解消につながるのではないかと思います。

## 社会の動向とまちづくり

しかし、こうしたまちづくりは何も被差別部落だけに必要なものではありません。今、社会全体において「共同体の空洞化」が進み、人間関係が希薄になり、個人が孤立することによるさまざまな社会問題が生じています。奈良県では毎年開催している県の研究集会でこうした問題を取り上げてきました。たとえば、2008年10月に自立生活サポートセンター「もやい」の湯浅誠さんを招いて基調講演を頂きましたが、その年の暮れに、湯浅さんの予言通り大量の「派遣切り」が行われ、年越し派遣村が開設されました。湯浅さんは「社会の溜め」がなくなり、たった1回の失業でホームレスにならざるを得ない状況が生まれている、と語られていましたが、「社会の溜め」がなくなるとは、まさしく「共同体の空洞化」を指しています。

近年、不況や少子高齢化によって財政危機は慢性化し、国は「地方分権化」の名の下に、そのしわ寄せを地方に押し付けようとしています。そして行政施策のみでは地域社会を支えきれなくなり、住民の自助、共助に頼らざるを得なくなっています。

しかしこうした経過であったとしても、地方の比重が高まり、地域の取り組みが重要である以上、まちづくりを積極的に担い、被差別部落の状況に責任を持って対応することが部落解放運動の使命であると考えます。

時間の関係で具体的な運動の中身については割愛します。

## 差別意識払拭のために

差別意識払拭のためには、差別意識についてのもう少し全体的な議論が必要で、大きな戦略のもとに糾弾闘争のあり方が考えられねばならないと思います。その問題意識を以下、説明します。

差別意識に対する取り組みは、

- ①差別意識を抑え込む、つまり「規制」すること。
- ②「理解・共感」を得ること。

の2つに大別できます。

①の差別に対する規制とは、意図的な差別扇動を押しえ込んだり、社会の規範をつくることで、法規制や大衆的な糾弾闘争による取り組みを指します。②の「理解・共感」については、部落差別の歴史を含めて被差別部落が「異なる」にいたった経過を理解し、差別的偏見をなくすこと、そして

相互扶助と人権確立を願う被差別部落の姿に共感を持ち得る状況をつくることです。

糾弾闘争はこの①、②の両方にかかわるものであり、そのあり方は、個々の差別事件について目標をどう設定するかによると思います。しかし、①と②、「規制」と「理解・共感」は時として矛盾するのです。規制によって差別は潜在化し、理解と共感を得るための議論が難しくなるということが起こり得ます。逆に規制が弱いと差別が表面化しやすくなり、部落民にとって非常に生きにくい状況が生まれ得ます。

アメリカでは人種差別を取り上げた文学が数多く生み出されていますし、韓国では歴史上の問題としてですが、テレビドラマで身分差別がよく取り上げられます。しかし日本においては、特に部落問題が描かれることはめったにありません。もっと取り上げられ、議論できる状況になればと思いますが、糾弾闘争を中心とする差別意識に対する取り組みも、そうした点を念頭に置いて、戦略的に取り組む必要があるのではないかと思います。

「潜在化」にかかわってもう少し述べますと、部落に対する差別意識は、部落外の地域共同体に潜在しているということが、奈良では確認できるのです。これらの共同体は、被差別部落を排除することによって共同体意識を保ってきた経過があり、地域共同体の会合などの際に、被差別部落の話題が出され、呆れ、嘲笑することで共同体意識が確認されたりします。通常、こうした話題が外部に漏れることはなく、指摘されることもないのです。

タブーとされ、潜在している差別意識は、顕在化させてこそ死滅させることが可能になりますが、これは糾弾闘争を考える際に考慮されなければならない問題だと思えます。

## 糾弾闘争の課題

過去の糾弾闘争は差別の存在を組織内外に知らしめたり、組織力量を示したりと多分に政治的意図を含めるために、個人の意識変革には効果的でない面が多々あったのではないかと思います。差別者の意識を変えるためには、その人の心理を理解し、相手もまた自分の心理が理解されたうでの指摘であると感じる必要があります。しかし心理状態とは常に矛盾を孕むもので、差別意識だけの人も、完全無欠の人権意識の人もいません。むしろ差別意識と人権意識との葛藤の中で人は生きていっても過言ではありません。私たちはそうした心理に対する理論的蓄積が弱いうえに、大衆的糾弾においては単純化、図式化して参加者に提示する必要があります。そのため、差別者

であることを認めさせることに主眼が置かれます。

こうした状況のなかで、意識変革が効果的に見えるのかは、検討の余地があります。

一方、意図的で扇動的な差別に対する糾弾・異議申し立ては私たちの存立基盤であり、生命線であることを改めて確認しておく必要があります。

## 最後に

差別がなお厳しい中で、低迷する部落解放運動の方向をどう切り開くのかという議論が必要な時期だと思えます。「両側から超える」部落解放運動ということで今奈良県連で考えていることを聞いていただきました。まだまだ不十分な点もあるかと思いますが、積極的な意見、ご批判を頂ければと思います。ありがとうございました。

## ■住吉隣保事業推進協会のうごき

### 理事会・定時評議員会を開催しました！

2月26日（日）午前10時より理事会、3月12日（日）午前10時から定時評議員会が、それぞれ住吉隣保事業推進センターにおいて開かれ、前回12月理事会・評議員会以降の事業取り組みについて報告がなされました。

また、協議事項として①2017年度事業計画案、②2017年度予算案、③体制案が議事かけられ建設的な討議がなされました。

その中で、2016年度内に成立した「部落差別解消推進法」等を活用し、相談、教育啓発、実態調査事業に積極的に取りくむこと、さらに安定した事業運営をめざして助成金申請を積極的に行っていくこと等、事業運営について意見交換がなされた上、2017年度事業計画案、予算案、体制案、それぞれ満場の一致をもって承認されました。

### 評議員会でのあいさつ

日曜日の午前中にも関わりませず、評議員会にお集まりいただきました皆さん、ご苦勞様です。

本日の評議員会は、主として2017年度事業と予算等をご審議いただくことがねらいです。

具体的には、後ほど専務理事等から提案させていただきますが、私の方からは、4点、ポイントとなる事柄について指摘させていただきたいと思えます。

一点目は、昨年12月16日に「部落差別解消推進法」が制定されたことです。この法律は、①現

在もなお部落差別が存在していること、②部落差別は許されないものであること、③国と自治体は、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査を実施することによって部落差別が解消された社会を実現しなければならないことを明記しています。

当財団としても、この法律を活用した事業展開をしていきたいと考えています。

二点目は、昨年11月から12月にかけて実施された「住吉地区暮らしのアンケート調査」結果を踏まえた事業展開をしていきたいということです。具体的には、この調査結果を当財団の事業展開に役立てるとともに、住吉地区全体のまちづくりに活用していく必要があると思えます。

三点目は、今年が日本国憲法が施行されて70周年という大きな節目を迎えますが、この憲法の基本原則が踏みにじられようとしていることに対して、社会の注意を喚起する必要があるという点です。そのことは、現在開会されている通常国会に「共謀罪」（「テロ等準備罪」）が提案されようとしていることに表れています。この法律は、犯行の実行前の「打ち合わせの段階」で取り締まりがおこなわれる点にあります。これは、戦前の治安維持法と基本的には同じ法律であるといわねばなりません。全国水平社の活動家がこの法律で弾圧されたことを忘れてはならないと思えます。

四点目は、当財団の事業、とりわけ財政面を持続可能なものしていく必要があるという点です。昨年4月に住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）を開設して以降、およそ年間3000～3500万円の予算規模で事業展開をしていますが、500万円の収入が不足しています。この間、外部の財団への助成金申請や大阪市へ隣保事業開始届を提出したりして、収入増、支出減に努めていますが、2017年度もほぼ500万円の収入不足の事態が続きます。ここ当分の間は、運用資金で補てんすることは可能ですが、できる限り早い段階で持続可能な状態に持っていきたいと考えています。

以上、4点にわたってポイントとなる事項について、私なりの考えを述べさせていただきましたが、評議員の皆様の積極的なご討議をお願いし、開会にあたってのごあいさつと致します。

2017年3月12日  
公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
理事長 友永健三

## 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2017年度記念講演のご案内

- 【日 時】2017年4月23日(日)  
午後1時半～午後3時半
- 【場 所】住吉隣保事業推進センター 3階  
大会議室
- 【テーマ】「公布70年を機に、日本国憲法の意義を考える」(仮題)
- 【講 師】渋谷 秀樹さん  
(立教大学大学院 法務研究科 教授)
- 【定 員】80名
- 【参加資料代】お一人様500円  
\*賛助会員は半額免除
- 【申込方法】  
直接来館、電話、ファックスでお申込ください。
- 【申込・問合せ】  
公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15  
電 話 (06) 6674-3732  
ファックス (06) 6674-3700
- 【主 催】公益財団法人住吉隣保事業推進協会
- 【後 援】部落解放同盟大阪府連合会住吉支部、  
住吉地区住宅自治会連合、社会福祉法人ライフサポート協会、医療法人ハートフリーやすらぎ、住吉・住之江同和人権教育推進協議会(依頼中含む)

### 賛助会員を募集しています!

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

#### <年会費>

個 人：3,000円  
団 体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

#### 【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

### ご寄付のお願い

私たちは「地域社会における支援を要する人びと等に対し、生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うと共に、地域社会におけるあらゆる差別の撤廃をめざす運動を基軸に地域住民の人権意識を高め、以ってコミュニティの活性化と社会福祉の増進に寄与する」という理念を掲げその実現をめざして公益目的事業に取り組んでいます。私共の活動についてご賛同頂ける皆さまに、ご寄付を賜りますようお願い申し上げます。

#### <寄付受付口座>

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)  
普通口座 (口座番号:1606068)  
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

#### ■公益財団法人住吉隣保事業推進協会 ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

\*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

